

監査報告書

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人鳥取大学の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 20 期事業年度の業務について監査を実施しました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、鳥取大学監事監査規則に基づいて作成した当期の監査計画に従い、学長、理事、監査室その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部、医学部附属病院その他の主要な事業所において業務及び財産の状況を確認しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、学長とは定期的に面談し、意思疎通及び情報の交換を図りました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人鳥取大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、本学の業務は、法令に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の上不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の上職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人鳥取大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年6月11日

国立大学法人鳥取大学

学長 中島廣光 殿

国立大学法人鳥取大学

監事 田中一實

監事 足立珠希